

福井県丹南広域組合職員の退職手当の支給の
一時差止処分に関する規則

平成12年 3月10日規則第5号
改正 平成17年10月 1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の退職手当に関する条例(平成12年条例第7号)に基づき、福井県丹南広域組合職員(以下「職員」という。)の退職手当の支給の一時差止処分に関して必要なことを定めるものとする。

(一時差止処分)

第2条 職員の退職手当の一時差止に関しては、越前市の退職手当に関する条例施行規則(平成17年越前市規則第46号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。